

「令和6年度地域まちづくり人材育成事業」企画運営業務 提案説明書

1 業務名

「令和6年度地域まちづくり人材育成事業」企画運営業務

2 本説明書について

札幌市が実施する「令和6年度地域まちづくり人材育成事業」企画運営業務の契約候補者を選定する公募型企画競争に関して、必要な事項を定める。

3 企画競争に付する事項

(1) 業務内容

札幌市市民まちづくり活動促進条例第7条第1項に基づき、「市民まちづくり活動」の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）の第4期基本目標に掲げる「様々な参加機会の創出」及び「運営体制強化」を実現することを目的とする。

※ 業務内容の詳細は別添「仕様書」のとおり。仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約にあたって企画競争での提案内容やその後の協議により内容を調整する場合がある。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 予算規模

5,368,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 参加資格要件

応募者は、次の条件をいずれも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「名簿」という。）に登録されていること。なお、名簿に登録されていない者については、別途指定する書類を提出すること。これを基に市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行ったうえで参加資格を判断する。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加

していないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

5 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和 6 年 6 月 24 日（月）
質問の受付期限	令和 6 年 7 月 3 日（水）17 時必着
企画競争参加意向申出書の提出期限	令和 6 年 7 月 10 日（水）17 時必着
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 7 月 18 日（木）17 時必着
審査・プレゼンテーション	令和 6 年 8 月 8 日（木）
契約候補者の決定及び契約締結	令和 6 年 8 月下旬

6 応募方法

- (1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限

令和 6 年 7 月 10 日（水）17 時必着

イ 提出方法

以下の書類について、持参又は郵送により提出すること。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の 8 時 45 分から 17 時 15 分までの時間に行うこと。

（ア）企画競争参加意向申出書（様式 1） : 1 部

（イ）企画提案者概要書（様式 2） : 10 部

（ウ）札幌市競争入札参加資格を有することを証する書類 : 1 部

ウ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階

札幌市市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 担当：米田・下宮

- (2) 企画提案書類の提出

ア 提出期限

令和 6 年 7 月 18 日（木）17 時必着

イ 提出方法

以下の書類について、持参又は郵送により A4 判で作成し提出すること。審査の公平を期すため、提案事業者名を特定できる表現は記載しないこと。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の8時45分から17時15分までの時間に行うこと。なお、本提出書類は郵便法で規定される「信書」に当たることから、発送方法に留意すること。

(ア) 企画提案書：10部

本文15ページ以内、表紙1ページ以内とし、以下の項目を網羅すること。

- ・ 別添「採点表」の審査項目を踏まえて作成すること。

※ 実際に実施する内容は、提案いただいた内容をもとに、札幌市と選定された契約候補者が協議した上で、札幌市が決定する。

- ・ 講師等のプロフィール及び貴社との関係（従業員・外部講師等）

※ 外部講師については、貴社との関係性を記載すること。

（確実に招聘できる関係性を有している講師のみ記載可能とする。提案された講師が招聘できない場合には、契約を解除することがある。また、貴社が提案する講師以外に、必要に応じて、札幌市が別途講師を指定する場合がある）

- ・ 貴社及び講師等の「まちづくり活動の人材育成」に関する取組の実績

- ・ 業務運営体制

(イ) 想定経費内訳書：10部

- ・ 積算根拠が分かるように作成すること。

・ 契約金額は別途、選定された契約候補者から見積書を提出いただき決定する。

※ 企画競争参加意向申出書の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

ウ 提出先

上記6(1)「ウ 提出先」と同じ。

(3) 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式3）

ア 提出対象者

企画提案の審査により、契約候補者に選定された提案者

イ 提出期限及び提出方法

令和6年8月8日(木)以降の日程で、札幌市より別途指示する。

【名簿に登録されていない者が参加する場合】

名簿に登録されていない者が本企画競争に参加する場合は、以下の書類を各1部提出すること。提出期限、提出方法、提出先は、上記6(1)と同じ。参加資格の審査を行い、令和6年7月16日（火）までに結果を連絡する。

(1) 法人登記履歴事項全部証明書(企画競争参加意向申出書提出日から3カ月前の日以降に交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可)

(2) 申出書（様式任意）

(3) 納税証明書(令和6年4月1日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可)

- (4) 直前2期分の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表（写し可）
- (5) 誓約書

7 応募方法質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式4）により提出すること。質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名前を伏せてホームページで公表する。

- (1) 提出期限

令和6年7月3日（水）17時

- (2) 提出方法

電子メール（件名を「令和6年度地域まちづくり人材育成事業の質問票の提出について」とすること）

- (3) 提出先

電子メール：shimin-support@city.sapporo.jp

8 選定方法

札幌市が設置する企画競争実施委員会による企画提案審査会において、提案された企画内容の審査を行う。審査方法は「採点表」に基づき、同委員会の委員がそれぞれ評価し、その総合得点が最も高かった者を契約候補者として選定するものとする。

- (1) 企画提案審査会

ア 日時・場所

令和6年8月8日（木）札幌市役所本庁舎13階1号会議室

※ 時間等の詳細については、別途連絡する。

イ 実施方法

(ア) ヒアリングは、各社15分の説明と15分の質疑応答とし、本市の指定した事項から順次行う。当日の出席者は、1提案者2名以内とする。追加資料の配布やプロジェクター等の使用は認めない。

(イ) ヒアリングにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

ウ その他

(ア) 提案者が1者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

(イ) 総合得点が最低基準点（企画提案審査会出席委員の持ち点合計の6割）未満の場合は契約候補者として認めない。

(ウ) 総合得点が同点となった場合は、「採点表」の「1(2) 実現性」、「2(3) 自立性」の項目についての合計得点が高かった者に決定し、それでもなお同点となる場合は、企画競争実施委員会の協議により決定する。

- (2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画提案審査会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) 評価についての疑義申立て

参加者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

9 参加資格の喪失

参加資格を有することについて確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間において、次のいずれかに該当するときは、提案書類は受け付けず、若しくは評価せず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したことが判明したとき
- (3) 不正な利益を得る目的で企画競争実施委員会の委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

10 留意事項

- (1) 企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類は、本企画競争に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 著作権等に関する事項は以下のとおりとする。
 - ア 企画案の著作権は、各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (6) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に口述の担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (7) 以下のいずれかに該当するときは、失格又は無効となることがある。
 - ア 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
 - イ その他、札幌市が不適切と判断したとき
- (8) 企画提案書の提出後の辞退
 - 企画提案書の提出後に辞退する場合は、令和6年8月1日（木）17時までに、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出すること。

11 委託契約締結にあたっての留意事項

- (1) 原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。なお、選定した契約候補者と札幌市との間で行う協議が整わない場合、次点の提案者と交渉する場合がある。
- (2) 契約の際には企画競争実施委員の意見を参考に具体的な委託内容について調整する場合がある。
- (3) 契約の締結に際し、契約者は、札幌市契約規則第24条により、その履行を保証するため契約保証金を納めること。ただし、札幌市契約規則第25条により納付を免除することがある。
- (4) 事業の実施にあたり、法令の許認可手続きが必要なものは、受託者において、確実に手続きを行い、許可書等の写しを札幌市に提出すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、市民等の参加者から費用を徴収しないこと。

12 業務の継続が困難となった場合の措置

札幌市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
 - 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、札幌市は契約の解除ができることとする。この場合、札幌市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合
 - 災害その他の不可抗力等、札幌市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は、業務継続の可否について、札幌市と協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

13 本件に係る問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 担当：米田・下宮

電話：011-211-2964 FAX：011-218-5156

電子メール：shimin-support@city.sapporo.jp

(電子メールにより問い合わせを行う場合、件名に「令和6年度地域まちづくり人材育成事業について」と記載すること。)